

「中立性ルール」(※1)に関する関係者への教育及び結果について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力安全・防災研究所
戦略推進部

1. はじめに

原子力安全・防災研究所(以下「当研究所」という。)が実施する規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業(以下「当該事業」という。)については、平成26年度から、自主的に中立性・透明性確保のためのルール(以下「本ルール」という。)を定めている。本ルールの最新版は、令和6年11月1日に改正した版(※2)である。

当研究所において当該事業を遂行するに当たり、本ルールを遵守するため、毎年、関係者への本ルールの周知徹底を図ってきた。令和3年度からは、本ルールを教育用にテキスト化して教育を実施している。最新版に対する教育は、令和6年12月に、当研究所の本務及び兼務の職員等全員に対して、教育用テキストを準備して実施した。

本資料は、その教育の実施状況、教育実施後にアンケートにより確認した理解度及び使用した教育用テキストをまとめたものである。

2. 教育用テキストについて

本ルールに記載されている内容をまとめた教育用テキストを別添1に示す。本テキストには、本ルールの本文に記載されている内容を記載するとともに、参考資料として、関連する事例の紹介と想定されるQ&Aをまとめている。

3. 教育の実施状況及び教育後の理解度について

本ルール最新版に対する教育は、職員等全員(342名)に対して、教育用テキストを用いて実施を依頼し、実施後にテキスト付属のアンケートを回収することで、実施状況及び理解度を確認した。令和7年1月に取りまとめたアンケート内容の確認結果からは、ほぼ全員が理解できていることを確認した。なお、アンケートには自由記述欄を設けてあり、その欄への意見・コメント等の記載内容については、その意見等への対応も含めて別添2に取りまとめた。

4. まとめ

令和6年11月1日付で改正したルール最新版に関して、関係者全員に対する教育を完了した。本教育の実施により、本ルールへの理解度が確認できたことで、当該事業への中立性・透明性確保を前提とした取組が実施できていると考えられる。次年度の教育に向けては、アンケートに記載された意見も参考に、教育テキストの改善を図っていく。

以上

※1：「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について－中立性・透明性の確保について－」

※2：第12回規制支援審議会（令和5年度）での共同研究における金銭の提供・收受に係る議論及び令和6年度の当研究所の組織改正を踏まえ、令和6年11月1日に改正した。（規審参13-3）